

指定介護予防支援

「月の丘ケアプランセンター」

利用契約書

様（以下「ご利用者」という。）と合同会社ワンフォーオール「月の丘ケアプランセンター」（以下、「事業者」という。）は、事業者がご利用者に対して行う指定介護予防支援について、次のとおり契約します。

（目的及び内容）

第1条 事業者は、ご利用者の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防サービス計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

2 支援内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 上記有効期間満了日の7日前までに、ご利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、ご利用者にその氏名を文書で通知します。

（介護予防サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、介護予防サービス計画作成を支援します。

- （1）ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者及びそのご家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）ご利用者は、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- （4）ご利用者は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- （5）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成いたします。
- （6）介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びそのご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受

けます。

(7) その他、介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、介護予防サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) ご利用者及びそのご家族と3か月ごとに訪問等を行い、経過の把握に努めます
- (2) 介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を毎月行います
- (3) ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて介護予防サービス計画変更の支援、要支援認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします

(居宅介護支援事業所への紹介)

第6条 事業者はご利用者が要介護認定に変更になった場合、指定居宅介護支援事業所の紹介、その他必要な支援を行います。

(介護予防サービス計画の変更)

第7条 ご利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意をもって介護予防サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、ご利用者が要支援認定または要介護認定（以下「要介護認定等」という）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者を援助します。

- 2 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請をご利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は、指定介護予防支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管（※各市町村の条例により記載）します。

- 2 ご利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者に関する第1項の支援実施記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者は、当該ご利用者に関する第1項の支援実施記録の複写物の交付を希望

により受けることができます。

- 4 第12条第1項から第3項の規定により、ご利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、ご利用者が希望した場合、事業者は直近の介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者に交付します。
- 5 指定介護予防支援における下記の諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を行います
 - (1) 重要事項説明書
 - (2) 介護予防支援契約書
 - (3) 基本チェックリスト
 - (4) 介護予防サービス計画書
 - (5) サービス担当者会議録
 - (6) 支援経過記録
 - (7) 介護予防サービス利用票及び別表

(料金)

第11条 事業者が提供する指定介護予防支援に対するご利用者の料金は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第12条 ご利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報をご利用者に提供します。
- 3 事業者は、ご利用者またはそのご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) ご利用者の要支援認定区分が、非該当、事業対象者、要介護と認定された場合
 - (2) ご利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
 - (3) ご利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第13条 介護支援専門員および事業者が使用する者は、支援を提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

2 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等にお

いて、ご利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、ご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第14条 事業者は、支援の提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

（身分証携行義務）

第15条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（相談・苦情等）

第16条 事業者は、ご利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定介護予防支援または介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

（法令順守）

第17条 事業者は、ご利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

（信義誠実の原則）

第18条 ご利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところに基づき、双方が誠意を持って協議の上定めます。

（代理人）

第19条 ご利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

（合意管轄裁判所）

第20条 ご利用者と事業者は、この契約の履行において、第18条の2項をもってしても解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判によって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が署名のうえ、一通ずつ保有するものとします

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

代理人（選任する場合）

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電話番号 _____

事業者

事業者名 合同会社ワンフォーオール

事業者住所 兵庫県神戸市西区月が丘5丁目1-14

代表者名 坂田 慎一

電話番号 078-962-7988

事業所名 月の丘ケアプランセンター

事業所住所 兵庫県神戸市西区月が丘5丁目1-14

管理者名 松岡 奈々

電話番号 078-962-7988